大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 19 日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間801円」を「１時間817円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 19 日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間734円」を「１時間747円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成26年11月18日をもって満了した。

平成 26 年 11 月 19 日

人事院人材局企画課長　池本　武広
人事院北海道事務局第二課長　澤井　隆志
人事院東北事務局第二課長　小澤　茂弘
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　石坂　政雄
人事院近畿事務局第二課長　中島　　隆
人事院中国事務局第二課長　石田　栄二
人事院四国事務局第二課長　河田映一郎
人事院九州事務局第二課長　橋本　　勉
人事院沖縄事務所調査課長　松本　光礼

記

平成25年度国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成26年11月18日をもって満了した。

平成 26 年 11 月 19 日

人事院人材局企画課長　池本　武広
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　石坂　政雄
人事院四国事務局第二課長　河田映一郎

記

平成25年度国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成26年11月18日をもって満了した。

平成 26 年 11 月 19 日

人事院北海道事務局第二課長　澤井　隆志
人事院東北事務局第二課長　小澤　茂弘
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　石坂　政雄
人事院近畿事務局第二課長　中島　　隆
人事院中国事務局第二課長　石田　栄二
人事院四国事務局第二課長　河田映一郎
人事院九州事務局第二課長　橋本　　勉
人事院沖縄事務所調査課長　松本　光礼

記

平成25年度税務職員採用試験

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年十一月十九日

東北経済産業局長　守本　憲弘

一　件名　男鹿市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年十二月十九日　午前十時から

三　場所　オガルベ４階大会議室（秋田県男鹿市船川港船川字新浜町五十）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了及び原料価格高騰、ガスメーター更新費用の増加に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定）

２　申請者からの申請資料については、東北経済産業局のホームページ（http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/141030shinsei.html）に掲載する。なお、当該資料については、東北経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに男鹿市企業局管理課（秋田県男鹿市角間崎字家ノ下四百五十二）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「男鹿市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年十二月五日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、電話がある場合は電話番号及び「男鹿市関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年十二月五日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込みを行った場合は、メールでの申込みを有効とする。）。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

男鹿市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。